

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

## 鳥取国民年金 事案 220 (事案 100 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月、47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、60 年 4 月から同年 9 月までの期間、61 年 6 月から同年 12 月までの期間、62 年 4 月から同年 12 月までの期間、平成元年 9 月から 6 年 3 月までの期間、9 年 4 月から 10 年 3 月までの期間及び 10 年 6 月から 11 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月  
② 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで  
④ 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで  
⑤ 昭和 61 年 6 月から同年 12 月まで  
⑥ 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで  
⑦ 平成元年 9 月から 6 年 3 月まで  
⑧ 平成 9 年 4 月から 10 年 3 月まで  
⑨ 平成 10 年 6 月から 11 年 3 月まで

20 歳となった昭和 42 年\*月に、自分で国民年金の加入手続を行い、同月分の保険料を自ら納付したが、平成 2 年度から 4 年度までの期間の保険料は、集金に来た A 市役所職員に現金でまとめて納付した。その他の期間の保険料は、母、妻若しくは義妹等が納付してくれていたはずである。これら申立期間が申請免除、未納若しくは未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

各申立期間に係る申立てについて、申立期間⑦の一部（平成 2 年度から 4 年度までの期間）を除き、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、これを行っていたとする申立人の母及び妻のほか、申立人が経営していた

事業所の従業員から事情が聴取できないため、当時の状況の詳細は不明である上、免除記録が不適切な事務処理であったことをうかがわせる事情は見当たらないほか、保険料を納付していたことを示す関連資料、周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月3日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は申立期間⑧及び⑨について、その義妹が100万円用立て、当時経営していたB事業所の国税滞納分約50万円を支払ってくれ、その翌日に自分で市役所へ出向き、住民税と併せて申立期間⑧及び⑨の国民年金保険料を納付し、その残金10万円を義妹に返したので、事実関係を確認してほしいと主張して、他の申立期間も含めて再申立てを行ったものである。

しかし、義妹に確認したところ、申立人の国税滞納分を支払った記憶は無く、貸したお金も総額200万円以上にのぼるが、これまで貸したお金を返済してもらったことは一度も無いとしている。

また、義妹は申立人が申立期間⑧及び⑨の国民年金保険料を納付したかどうか、申立人とは全く連絡を取っていないので分からないとしている。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。